

## 財務諸表等（民間会計基準準拠）

### 海外経済協力勘定

#### 1. 財務諸表の作成方法について

当行の財務諸表（民間の会計基準に準拠して作成した財務諸表）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠して作成しております。

本財務諸表は、国際協力銀行法（平成11年法律第35号）第41条に定める海外経済協力業務にかかる財務諸表であります。

なお、第3期（平成13年4月1日から平成14年3月31日まで）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、第4期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

#### 2. 監査証明について

当行は、第3期（平成13年4月1日から平成14年3月31日まで）及び第4期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）の海外経済協力勘定の財務諸表について、中央青山監査法人の監査証明を受けており、その監査報告書は、財務諸表の直前に掲げております。

#### 3. 連結財務諸表について

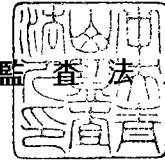
当行は、子会社を有していないため連結財務諸表は作成しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成15年6月25日

国際協力銀行  
総裁 篠沢恭助 殿

中央青山監査法人



代表社員  
関与社員 公認会計士

細野康弘



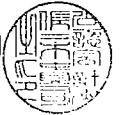
代表社員  
関与社員 公認会計士

藤井泰博



代表社員  
関与社員 公認会計士

飯々不貴司



当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、「経理の状況」のうち「財務諸表等（民間会計基準準拠）」に掲げられている国際協力銀行における海外経済協力勘定の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、海外経済協力勘定貸借対照表、海外経済協力勘定損益計算書、海外経済協力勘定キャッシュ・フロー計算書、海外経済協力勘定損失処理計算書及び海外経済協力勘定附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際協力銀行における海外経済協力勘定の平成15年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際協力銀行と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

財務諸表等

(1)財務諸表

海外経済協力勘定貸借対照表

(資産の部)

(金額単位:百万円)

科目	期別	第3期末 (平成14年3月31日)		第4期末 (平成15年3月31日)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
現金預け		49,823	0.45	59,756	0.56
現金		4		3	
預け		49,818		59,752	
有価証券		122,674	1.11	122,912	1.16
株式		121,979		122,269	
その他の証券		695		642	
貸出金	1,2,3,4,5,6,8	11,024,333	99.97	10,425,582	98.57
貸付		11,024,333		10,425,582	
その他の資産		119,936	1.09	142,726	1.35
前払費用		415		625	
未収		118,489		141,098	
その他の資産		1,030		1,003	
不動産	9	7,904	0.07	7,665	0.07
土地建物		7,165		6,975	
建設仮払		86		90	
保証金権利		652		599	
債券繰延資産		22	0.00	17	0.00
債券発行差金		22		17	
貸倒引当金		296,684	2.69	181,011	1.71
資産の部合計		11,028,009	100.00	10,577,649	100.00

(負債及び資本の部)

(金額単位:百万円)

科目	期別	第3期末 (平成14年3月31日)		第4期末 (平成15年3月31日)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
債券発行		25,000	0.23	25,000	0.24
債券		25,000		25,000	
借入金		4,699,830	42.62	4,611,717	43.60
借入		4,699,830		4,611,717	
その他の負債		19,142	0.17	20,234	0.19
未払費用		17,800		17,935	
その他の負債		1,341		2,299	
賞与引当金		226	0.00	286	0.00
退職給付引当金		6,089	0.05	6,874	0.06
負債の部合計		4,750,288	43.07	4,664,112	44.09
資本		6,285,244	56.99		
海外経済協力勘定資本金		6,285,244			
その他の剰余金	10	7,523	0.06		
海外経済協力勘定積立金		182,296			
当期末処理損失		189,819			
資本の部合計		6,277,721	56.93		
資本				6,504,344	61.50
海外経済協力勘定資本金				6,504,344	
利益剰余金	11,12			590,807	5.59
海外経済協力勘定積立金				280,719	
当期末処理損失				871,526	
資本の部合計				5,913,536	55.91
負債及び資本の部合計		11,028,009	100.00	10,577,649	100.00

海外経済協力勘定損益計算書

(金額単位:百万円)

科 目	期 別		第3期		第4期	
			自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日		自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日	
	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)
<b>経 常 収 益</b>	<b>274,244</b>	<b>100.00</b>	<b>251,276</b>	<b>100.00</b>		
資 金 運 用 収 益	273,183		250,598			
貸 出 金 利 息	270,407		247,935			
有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,761		2,659			
預 け 金 利 息	13		3			
役 務 取 引 等 収 益	688		606			
そ の 他 の 役 務 収 益	688		606			
そ の 他 業 務 収 益	91		-			
外 国 為 替 売 買 益	91		-			
そ の 他 経 常 収 益	281		71			
そ の 他 の 経 常 収 益	281		71			
<b>経 常 費 用</b>	<b>169,617</b>	<b>61.85</b>	<b>152,502</b>	<b>60.69</b>		
資 金 調 達 費 用	157,389		140,122			
債 券 利 息	740		740			
債 券 発 行 差 金 償 却	5		5			
借 用 金 利 息	156,644		139,377			
役 務 取 引 等 費 用	1,536		1,882			
そ の 他 の 役 務 費 用	1,536		1,882			
そ の 他 業 務 費 用	1		192			
外 国 為 替 売 買 損	-		190			
そ の 他 の 業 務 費 用	1		1			
営 業 経 費	9,758		10,256			
そ の 他 経 常 費 用	931		49			
株 式 等 償 却	759		-			
そ の 他 の 経 常 費 用	171		49			
<b>経 常 利 益</b>	<b>104,627</b>	<b>38.15</b>	<b>98,774</b>	<b>39.31</b>		
<b>特 別 利 益</b>	<b>35,949</b>	<b>13.11</b>	<b>134,375</b>	<b>53.48</b>		
動 産 不 動 産 処 分 益	2		9			
償 却 債 権 取 立 益	-		3,960			
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	34,316		130,405			
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 益	1,631		-			
<b>特 別 損 失</b>	<b>26</b>	<b>0.01</b>	<b>816,434</b>	<b>324.92</b>		
動 産 不 動 産 処 分 損	26		6			
円 借 款 関 連 損 失	-		816,428			
<b>当 期 純 利 益 ( は 当 期 純 損 失 )</b>	<b>140,550</b>	<b>51.25</b>	<b>583,284</b>	<b>232.13</b>		
<b>前 期 繰 越 損 失</b>	<b>330,370</b>		<b>288,242</b>			
<b>当 期 未 処 理 損 失</b>	<b>189,819</b>		<b>871,526</b>			

海外経済協力勘定キャッシュ・フロー計算書

(金額単位:百万円)

科目	期別	第3期	第4期
		自平成13年4月1日 至平成14年3月31日	自平成14年4月1日 至平成15年3月31日
<b>. 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
当期純利益(は当期純損失)		140,550	583,284
減価償却費		489	466
貸倒引当金の増減( )額		34,316	115,673
投資損失引当金の増減( )額		1,721	-
賞与引当金の増減( )額		226	60
退職給付引当金の増減( )額		187	785
資金運用収益		273,183	250,598
資金調達費用		157,389	140,122
有価証券関連損益( )		800	49
為替差損益( )		105	177
動産不動産処分損益( )		24	2
貸出金の純増( )減		306,921	598,750
借入金の純増減( )		83,481	88,113
預け金(現金同等物を除く)の純増( )減		18,041	46,311
資金運用による収入		255,258	228,002
資金調達による支出		157,267	140,074
その他		45	688
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>283,985</b>	<b>162,333</b>
<b>. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出		1,240	474
有価証券の売却による収入		1,833	189
動産不動産の取得による支出		502	239
動産不動産の売却による収入		19	15
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>109</b>	<b>508</b>
<b>. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
政府出資の受入れによる収入		284,500	219,100
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		<b>284,500</b>	<b>219,100</b>
<b>. 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>		<b>0</b>	<b>0</b>
<b>. 現金及び現金同等物の増減額</b>		<b>624</b>	<b>56,257</b>
<b>. 現金及び現金同等物の期首残高</b>		<b>1,991</b>	<b>2,615</b>
<b>. 現金及び現金同等物の期末残高</b>		<b>2,615</b>	<b>58,873</b>

海外経済協力勘定損失処理計算書

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	
	第3期 金 額	第4期 金 額
当 期 未 処 理 損 失	189,819	871,526
海 外 経 済 協 力 勘 定 積 立 金 取 崩 額	-	260,051
海 外 経 済 協 力 勘 定 積 立 金 繰 入 額	98,422	-
次 期 繰 越 損 失	288,242	611,475

(注) 当行は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第2項もしくは第3項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入もしくは同積立金の取崩を行っております。  
従って、次期繰越損失は、当期末処理損失に、国際協力銀行関係法令に定める利益処分もしくは損失処理を加味したものとなっております。

## 重要な会計方針

	第 3 期 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日	第 4 期 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日
1. 勘定の区分および会計処理の方法	当行の勘定は、国際協力銀行法（平成 11 年法律第 35 号）第 41 条により、国際金融等業務と海外経済協力業務のそれぞれの業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとされており、国際金融等勘定と海外経済協力勘定の 2 つに区分経理しています。区分経理においては、それぞれの業務に直結する取引についてはそれぞれの勘定に、共通経費等については一定の配分率にてそれぞれの勘定に按分し、計上しています。	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法によっております。	同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引はありません。	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38 年～50 年 動産：2 年～20 年 (2) ソフトウェア 自社使用のソフトウェアについては、一般的な利用可能期間(5 年)に基づく定額法により償却しております。	同 左
5. 繰延資産の処理方法	債券発行差金は債券の償還期限までの期間に対応し償却しております。	同 左
6. 外貨建資産・負債の換算基準	当行の外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	当行の外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 20 号)を適用しておりましたが、当事業年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)を適用しております。 また、先物為替取引等に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。

	<p style="text-align: center;">第 3 期</p> <p style="text-align: center;">自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日</p>	<p style="text-align: center;">第 4 期</p> <p style="text-align: center;">自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日</p>
<p>7. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込み額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者にかかる債権については、債権額から、担保の処分可能見込み額及び保証による回収可能見込み額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 105 百万円です。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込み額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者にかかる債権については、債権額から、担保の処分可能見込み額及び保証による回収可能見込み額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 105 百万円です。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金</p> <p>時価のない有価証券およびその他の資産（出資にかかるもの）に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p style="text-align: center;">_____</p>
	<p>(3) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。</p> <p>賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(3) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。</p>



	第3期 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日	第4期 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日
	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>当行は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下の通りであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>当行は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下の通りであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>
8. 消費税等の会計処理	当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左
9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。	同 左
10. その他財務諸表作成のための重要な事項	_____	財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当会計年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

(追加情報)

第3期 自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日	第4期 自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日
<p>(外貨建取引等会計基準)</p> <p>従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を適用しておりましたが、当事業年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。</p>	<hr/>
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>従業員賞与の未払計上額については、従来「その他負債」中の未払費用に計上しておりましたが、「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」(日本公認会計士協会リサーチ・センター審理情報No.15)により、当会計年度から「賞与引当金」として表示しております。</p> <p>なお、この変更により、「その他負債」中未払費用が226百万円減少し、賞与引当金が同額増加しております。</p>	<hr/>

注記事項

(貸借対照表関係)

<p>第 3 期 平成 14 年 3 月 31 日</p>	<p>第 4 期 平成 15 年 3 月 31 日</p>
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金（以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 381,146 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は 81,880 百万円であります。</p> <p>なお、3ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 900 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 463,928 百万円であります。</p> <p>なお、上記1. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。こうした支援の中で、債務国は、IMF（国際通貨基金）との間で</p>	<p>1. 同 左</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は 90,596 百万円あります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は 51,186 百万円あります。</p> <p>なお、3ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は該当する債権はありません。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 141,783 百万円あります。</p> <p>なお、上記1. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国はIMF（国際通貨基金）</p>

<p style="text-align: center;">第 3 期 平成 14 年 3 月 31 日</p>	<p style="text-align: center;">第 4 期 平成 15 年 3 月 31 日</p>
<p>合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくため、原則として、当該債権額については、上記 1 . から 5 . に掲げた債権額から除外しています。なお、当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 13 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、1,265,900 百万円となっています。</p> <p>また、世銀・IMF により重債務貧困国 ( Heavily Indebted Poor Countries ( HIPC s )) と認定された債務国のうち、平成 8 年 6 月のリヨン・サミット及び平成 11 年 6 月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置 ( HIPC s イニシアティブ ) の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関 ( IMF 、世銀等 ) により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。したがって、当行は、HIPC s イニシアティブ適格国向け債権 ( 平成 13 年度末時点の元本残高は、716,367 百万円 ) について、原則として、国際機関との間での経済改革プログラム等の合意及びパリクラブでの HIPC s イニシアティブ適用にかかる合意が完了している国を要注意先、それ以外の国を破綻懸念先に区分した上で、上記 1 . から 5 . に掲げた定義に基づいて債権額の開示を行っています。なお、我が国としては、HIPC s イニシアティブ適格国向け ODA 債権にかかる公的債務削減について、平成 11 年 4 月 28 日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力 ( 円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの ) の拡充により対処することとしているため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、当行に対する債務返済は確保されることとなります。</p>	<p>との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくため、原則として、当該債権額については、上記 1 . から 5 . に掲げた債権額から除外しています。なお、当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 14 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、1,203,975 百万円となっています。</p> <p>一方、我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978 年の UNCTAD ( 国連貿易開発会議 ) の TDB ( 貿易開発理事会 ) 決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償 ( TDB 無償 ) を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力 ( 円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの ) を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>また、世銀・IMF により重債務貧困国 ( Heavily Indebted Poor Countries ( HIPC s )) と認定された債務国のうち、平成 8 年 6 月のリヨン・サミット及び平成 11 年 6 月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置 ( リヨン・サミットにおいては HIPC s イニシアティブ、ケルン・サミットにおいては拡大 HIPC s イニシアティブ ) の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関 ( IMF 、世銀等 ) により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。これら債権については、従来、我が国としては、HIPC s イニシアティブ適格国向け ODA 債権にかかる公的債務削減について、平成 11 年 4 月 28 日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力 ( HIPC s 無償 ) の拡充により対処することとしていたため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>ところが、平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直しについて」により、従来の政府による債務救済無償 ( TDB 無償および HIPC s 無償 ) に代えて、当行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に債務救済の手法が変更されました。このため、TDB 無償対象債権については、TDB 無償が供与される当年度中の回収予定額を除いた残額全額を償却し、HIPC s 無償対象債権のうち、拡大 HIPC s イニシアティブの適用が確定した債権については全額を償却するとともに、拡大 HIPC s イニシアティブの適用が確定していない債権については 100% の個別引当を行っています。</p>

<p style="text-align: center;">第 3 期 平成 14 年 3 月 31 日</p>	<p style="text-align: center;">第 4 期 平成 15 年 3 月 31 日</p>
<p>7 . 担保に供している資産はありません。</p> <p>8 . 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 4,424,721 百万円であります。</p> <p>9 . 動産不動産の減価償却累計額 4,060 百万円</p> <p>10 . その他の剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、海外経済協力勘定については積立金を積み立てております。</p> <hr/> <hr/>	<p>7 . 同 左</p> <p>8 . 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 4,221,727 百万円であります。</p> <p>9 . 動産不動産の減価償却累計額 4,353 百万円</p> <hr/> <p>11 . 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、海外経済協力勘定については積立金を積み立てております。</p> <p>12 . 「貸借対照表上の純資産額」から「資本金の額」を差し引いた資本の欠損の額は、590,807 百万円であります。</p>

(損益計算書関係)

第 3 期 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日	第 4 期 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日
	<p>1. 我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978 年の UNCTAD(国連貿易開発会議)の TDB(貿易開発理事会)決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償(TDB 無償)を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力(円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの)を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>また、世銀・IMFにより重債務貧困国(Heavily Indebted Poor Countries(HIPCs))と認定された債務国のうち、平成 8 年 6 月のリヨン・サミット及び平成 11 年 6 月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置(リヨン・サミットにおいては HIPCs イニシアティブ、ケルン・サミットにおいては拡大 HIPCs イニシアティブ)の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関(IMF、世銀等)により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。これら債権については、従来、我が国としては、HIPCs イニシアティブ適格国向け ODA 債権にかかる公的債務削減について、平成 11 年 4 月 28 日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力(HIPCs 無償)の拡充により対処することとしていたため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>ところが、平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直しについて」により、従来の政府による債務救済無償(TDB 無償および HIPCs 無償)に代えて、当行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に債務救済の手法が変更されました。このため、TDB 無償対象債権については、TDB 無償が供与される当年度中の回収予定額を除いた残額全額を償却し、HIPCs 無償対象債権のうち、拡大 HIPCs イニシアティブの適用が確定した債権については全額を償却するとともに、拡大 HIPCs イニシアティブの適用が確定していない債権については、100%の個別引当を行い、これらにかかる損失を特別損失(円借款関連損失)として計上しています。</p>

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

第 3 期 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日	第 4 期 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
平成 14 年 3 月 31 日現在	平成 15 年 3 月 31 日現在
現金預け金勘定 49,823 百万円	現金預け金勘定 59,756 百万円
当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金・定期性預け金・ 譲渡性預け金 47,207 百万円	当座預け金(日銀を除く)・ 普通預け金・定期性預け金・ 譲渡性預け金 883 百万円
現金及び現金同等物 2,615 百万円	現金及び現金同等物 58,873 百万円

## (リース取引関係)

第 3 期 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日	第 4 期 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当ありません。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当ありません。
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料
1 年内 8 百万円	1 年内 3 百万円
1 年超 3 百万円	1 年超 0 百万円
合 計 12 百万円	合 計 4 百万円

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等も含めて記載しております。

前会計年度

1. 売買目的有価証券 (平成14年3月31日現在)  
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成14年3月31日現在)  
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの (平成14年3月31日現在)  
該当ありません。
4. 当会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)  
該当ありません。
5. 当会計年度中に売却したその他有価証券 (自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)  
該当ありません。
6. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成14年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	122,674
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	119,134
非上場外国株式	2,844
非上場地方債	-
非上場社債	-
非上場外国債券	-
その他の国内証券	-
その他の非上場外国証券	695

7. 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額 (平成14年3月31日現在)  
該当ありません。



当会計年度

1. 売買目的有価証券（平成15年3月31日現在）  
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）  
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）  
該当ありません。
4. 当会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成14年4月1日 至平成15年3月31日）  
該当ありません。
5. 当会計年度中に売却したその他有価証券（自平成14年4月1日 至平成15年3月31日）  
該当ありません。
6. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成15年3月31日現在）

（金額単位：百万円）

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	122,912
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	119,084
非上場外国株式	3,184
非上場地方債	-
非上場社債	-
非上場外国債券	-
その他の国内証券	-
その他の非上場外国証券	642

7. 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成15年3月31日現在）  
該当ありません。

（金銭の信託関係）

前会計年度（平成14年3月31日現在）  
該当ありません。

当会計年度（平成15年3月31日現在）  
該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

前会計年度（平成14年3月31日現在）  
該当ありません。

当会計年度（平成15年3月31日現在）  
該当ありません。

（デリバティブ取引関係）

前会計年度（平成14年3月31日現在）  
デリバティブ取引は行なっておりません。

当会計年度（平成15年3月31日現在）  
デリバティブ取引は行なっておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第3期 平成14年3月31日	第4期 平成15年3月31日
退職給付債務 (A)	7,824	8,487
年金資産 (B)	1,735	1,613
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	6,089	6,874
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	-	-
未認識数理計算上の差異 (E)	-	-
未認識過去勤務債務 (F)	-	-
貸借対照表計上額純額 (G)=(C)+(D)+(E)+(F)	6,089	6,874
前払年金費用 (H)	-	-
退職給付引当金 (G) (H)	6,089	6,874

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第3期 平成14年3月31日	第4期 平成15年3月31日
勤務費用	425	359
利息費用	190	193
期待運用収益	70	26
過去勤務債務の費用処理額	-	114
数理計算上の差異の費用処理額	192	825
会計基準変更時差異の費用処理額	-	-
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-	-
退職給付費用	737	1,238

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	第3期 平成14年3月31日	第4期 平成15年3月31日
(1) 割引率	2.5%	2.0%
(2) 期待運用収益率	4.0%	1.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	-	発生年度に一括償却
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	発生年度に一括償却
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	-	-

(関連当事者との取引)

前会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)  
関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。

当会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)  
関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。

(重要な後発事象)

前会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)  
該当ありません。

当会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)  
該当ありません。

⑤ 附属明細表

第4期(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

1. 有形固定資産等明細表

(金額単位:百万円)

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は償却累計額		差引期末残高	摘要	
					当期償却額				
有形固定資産	土地	—	—	—	3,054	—	—	3,054	
	建物	—	—	—	7,032	3,588	259	3,444	
	動産	—	—	—	1,241	765	127	476	
	建設仮払金	—	—	—	90	—	—	90	
	計	—	—	—	11,418	4,353	386	7,065	
無形固定資産	権利金等	—	—	—	—	—	—	—	
	ソフトウェア	—	—	—	411	145	79	265	
	保証金	—	—	—	334	—	—	334	
	計	—	—	—	745	145	79	599	
繰延資産	債券発行差金	50	—	—	50	32	5	17	
	債券発行費	—	—	—	—	—	—	—	
	計	50	—	—	50	32	5	17	

- (注) 1. 土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表の「土地建物動産」に計上しております。  
 2. 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の100分の1以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 債券明細表

銘柄	発行年月日	前期末残高	当期末残高	利率	担保	償還期限	摘要
政府保証第 8、9回海外経 済協力基金 債券	平成7年12月 ～平成8年11 月	百万円 25,000	百万円 25,000	% 2.9～3.0	一般担保	平成17年12月～ 平成18年11月	
合 計		25,000	25,000				

- (注) 1. 「前期末残高」および「当期末残高」欄の( )書きは外貨建債券の金額であります。  
 2. 「当期末残高」の欄の[ ]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。  
 3. 決算日後5年以内における償還予定額は以下の通りであります。

(金額単位:百万円)

1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
-	-	15,000	10,000	-

3. 借入金等明細表

(金額単位:百万円)

区 分	前期末残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
借入金	4,699,830	4,611,717	2.75		
財政融資資金借入金	4,571,520	4,507,637	2.76	平成15年9月～	
簡保積立金借入金	128,310	104,080	2.42	平成29年12月	

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。  
 2. 借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	540,310	534,348	524,038	492,387	433,953

## 4. 資本金等明細表

(金額単位:百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金	海外経済協力勘定資本金	6,285,244	219,100	—	6,504,344	(注)1
積立金	海外経済協力勘定積立金	182,296	98,422	—	280,719	(注)2

(注) 1. 当期増加額は、政府一般会計からの出資によるものであります。

2. 当期増加額は、国際協力銀行法第44条第2項の規定に基づき積み立てたものであります。

## 5. 引当金明細表

(金額単位:百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘要	
				目的使用	その他			
貸倒引当金	一般貸倒引当金	238,865	108,878	—	238,865	108,878		
	個別貸倒引当金		57,819	14,757	—	443	72,133	
		うち非居住者向け債権	57,819	14,732	—	443	72,109	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—		
投資損失引当金		—	—	—	—	—		
賞与引当金		226	286	226	—	286		
計		296,911	123,922	226	239,308	181,298		

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額

個別貸倒引当金……………主として債務者の業況改善による取崩額

うち非居住者向け債権分…主として債務者の業況改善による取崩額

## (2) 主な資産及び負債の内容

第4期末(平成15年3月31日現在)の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

### 資産の部

預 け 金 日本銀行への預け金 58,869 百万円及び他の銀行への預け金 883 百万円であります。

未 収 収 益 未収貸付金利息 140,769 百万円その他であります。

その他の資産 仮払金 148 百万円その他であります。

### 負債の部

未 払 費 用 未払借入金利息 17,634 百万円、未払債券利息 22 百万円その他であります。

その他の負債 仮受金 2,299 百万円その他であります。

## (3) その他

該当ありません。